

広島県水道広域連合企業団管理規程第 7 号

広島県水道広域連合企業団就業規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 6 年 3 月 29 日

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦

広島県水道広域連合企業団就業規則の一部を改正する規則

広島県水道広域連合企業団就業規則（令和 5 年広島県水道広域連合企業団管理規程第 13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
(休暇の種類) 第29条 企業職員の休暇は、年次有給休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間、介護支援部分休暇、子育て支援部分休暇及び出生支援休暇とする。 (特別休暇) 第32条 (略)		(休暇の種類) 第29条 企業職員の休暇は、年次有給休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間、介護支援部分休暇及び子育て支援部分休暇とする。 (特別休暇) 第32条 (略)	
休暇を受ける場合	期間	休暇を受ける場合	期間
(略)	(略)	(略)	(略)
(25) 企業職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1 の年の 7 月から 9 月までの期間（当該期間が業務の繁忙期であることその他の業務の事情により当該期間内にこの号の休暇の全部又は一部を使用することが困難であると認められる職員にあっては、1 の年の 6 月から 10 月までの期間）内における週休日、勤務時間の全部について時間外勤務代休時間が指定された勤務日等、休日及び代休日を除いて原則として連続する 3 日の範囲内の	(25) 企業職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1 の年の 7 月から 9 月までの期間内における週休日、勤務時間の全部について時間外勤務代休時間が指定された勤務日等、休日及び代休日を除いて原則として連続する 3 日の範囲内の期間（短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、企業長が別に定める日数）

	期間（短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、企業長が別に定める日数）
--	--

2—13 （略）

（短時間勤務会計年度任用職員の特別休暇）
第33条 （略）

(1)―(2) （略）

休暇を受ける場合 (略)	期間 (略)
(16) 配偶者、父母、配偶者の父母、子（配偶者の子及び委託児童（児童福祉法第27条第1項第3号の規定により里親である短時間会計年度任用職員に委託された児童で子に該当しない者）を含む。以下この項において同じ。）若しくは孫（子の子をいう。）の看護（負傷し、又は疾病にかかったその者の世話をを行うことをいう。以下この項において同じ。）を行う職員が当該短時間会計年度任用職員以外に看護を行う者がいないため（義務教育終了前の子又は満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある障害のある子（以下「義務教育終了前の子等」という。）を養育する場合にあっては、当該義務教育終了前の子等の看護のため）、又は次のア若しくはイに掲げる短時間会計年度任用職員が当該ア若しくはイに定める事項を行うため、勤務しないことが相当であると認められる場合 ア 義務教育終了前の子等を養育する短時間会計年度任用職員 当該義務教育終了前の子等に係る次の事項 (7) 疾病の予防のために予防接種又は健康診断を受けさせるこ	1の会計年度において5日（以下「基本日数」という。）を超えない範囲内で必要と認める日又は時間。ただし、義務教育終了前の子等を2人以上養育する場合には、基本日数に当該義務教育終了前の子等の看護又はイに定める事項を行うために5日を加えた日数を超えない範囲内で必要と認める日又は時間とする。

--	--

2—13 （略）

（短時間勤務会計年度任用職員の特別休暇）
第33条 （略）

(1)―(2) （略）

休暇を受ける場合 (略)	期間 (略)
(16) 配偶者、父母、配偶者の父母、子（配偶者の子及び委託児童（児童福祉法第27条第1項第3号の規定により里親である短時間会計年度任用職員に委託された児童で子に該当しない者）を含む。以下この項において同じ。）若しくは孫（子の子をいう。）の看護（負傷し、又は疾病にかかったその者の世話をを行うことをいう。以下この項において同じ。）を行う職員が当該短時間会計年度任用職員以外に看護を行う者がいないため（義務教育終了前の子又は満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある障害のある子（以下「義務教育終了前の子等」という。）を養育する場合にあっては、当該義務教育終了前の子等の看護のため）、又は次のア若しくはイに掲げる短時間会計年度任用職員が当該ア若しくはイに定める事項を行うため、勤務しないことが相当であると認められる場合 ア 義務教育終了前の子等を養育する短時間会計年度任用職員 当該義務教育終了前の子等に係る次の事項 (7) 疾病の予防のために予防接種又は健康診断を受けさせるこ	1の会計年度において5日（以下「基本日数」という。）を超えない範囲内で必要と認める日又は時間。ただし、義務教育終了前の子等を2人以上養育する場合には、基本日数に当該義務教育終了前の子等の看護又はイに定める事項を行うために5日を加えた日数を超えない範囲内で必要と認める日又は時間とする。

と。 (イ) 感染症の予防のため又は気象警報等により、在籍する学校等が臨時に休業となった場合の世話 (ウ) 在籍し、又は在籍することとなる学校等が実施する行事への出席 (エ) <u>児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援又は同条第3項に規定する医療型児童発達支援を受けさせること。</u> イ 義務教育終了前の子等以外の子（満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子に限る。）を養育する短時間会計年度任用職員 当該義務教育終了前の子等以外の子に疾病の予防のために予防接種又は健康診断を受けさせること。		と。 (イ) 感染症の予防のため又は気象警報等により、在籍する学校等が臨時に休業となった場合の世話 (ウ) 在籍し、又は在籍することとなる学校等が実施する行事への出席 イ 義務教育終了前の子等以外の子（満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子に限る。）を養育する短時間会計年度任用職員 当該義務教育終了前の子等以外の子に疾病の予防のために予防接種又は健康診断を受けさせること。	
(略)	(略)	(略)	(略)
(19) 短時間会計年度任用職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1の会計年度の7月から9月までの期間（<u>当該期間が業務の繁忙期であること</u> <u>その他の業務の事情により当該期間内にこの号の休暇の全部又は一部を使用することが困難であると認められる職員にあっては、1の年の6月から10月までの期間</u>）内における、勤務しない日を除いて原則として連続する3日（1週間	(19) 短時間会計年度任用職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1の会計年度の7月から9月までの<u>期間</u>内における、勤務しない日を除いて原則として連続する3日（1週間の勤務日の日数が4日以下の短時間会計年度任用職員にあっては、2日）の範囲内の期間

	の勤務日の 日数が4日 以下の短時 間会計年度 任用職員に あつては、 2日）の範 囲内の期間		
(略)	(略)	(略)	(略)
2—8 (略)		2—8 (略)	
(出生支援休暇) 第42条の2 出生支援休暇は、職員（短時間勤務会計年度任用職員及び任期を定めて任用される職員を除く。）が不妊治療を行うため、勤務しないことが相当である認められる場合における休暇とする。 2 出生支援休暇の期間は、6月（出生支援休暇を受けている間に職員が不妊治療を行うことがなくなったことその他の事由により、当該出生支援休暇が取り消された後、新たに不妊治療を行うことになったことにより、1年から既に受けた出生支援休暇の期間を除算した期間の全てについて出生支援休暇を受けようとする場合において、その期間のうち6月未満の端数期間について出生支援休暇を受ける場合にあっては、その6月未満の端数期間）を単位として1年の範囲内において必要と認められる期間とする。 3 前項の規定にかかわらず、出生支援休暇を受ける期間は、通算して1年を超えることはできないものとする。 4 出生支援休暇の期間については、給与を支給しない。 (出生支援休暇の請求) 第42条の3 出生支援休暇の承認を受けようとする職員は、原則として出生支援休暇の承認を受けようとする期間の始まる日の前日から起算して1月前の日までに任命権者に請求しなければならない。 2 第36条第3項の規定は、前項の請求について準用する。			

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。